

2026年度
都市道路点検診断技術者
更新認定実施要領

2026年5月

まえがき

2024年2月1日、「都市道路構造物点検技術者」資格は「都市道路点検診断士」に名称変更されました。また新たに、点検業務を対象とする「都市道路点検士」および「都市道路点検士補」が創設され、これら3つの資格を総称して「都市道路点検診断技術者」と呼びます。

なお、国土交通省の『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿』（鋼橋、コンクリート橋、トンネル、道路土工、シェッド・大型カルバート、舗装、小規模附属物の7施設分野）においては、都市道路点検診断士が引き続き、点検業務および診断業務に登録されているほか、2025年度に都市道路点検士も同7施設分野の点検業務に登録されました。

1. 一般

この実施要領は、これまでに「都市道路構造物点検技術者」の資格を有している方の資格更新について案内するものです。なお、更新認定は一般財団法人首都高速道路技術センター（以下、技術センター）に設置された点検技術者資格認定委員会で行います。

（1）都市道路点検診断技術者の資格区分

都市道路点検診断技術者の資格区分と定義は、表-1のとおりです。

表-1 都市道路点検診断技術者の資格区分と定義

| 資格区分 | 定義 |
|---------------------------------|--|
| 都市道路点検診断士 (名称変更) 【今回更新対象】 | 一般的な道路構造物の点検・診断に関する高度な知識と技術に加え、都市道路構造物に特有な留意点に精通し、指導的立場で点検・診断業務（点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断、安全管理等）を遂行できる能力を有する技術者。 |
| 都市道路点検士 (参考 2024年新設) | 一般的な道路構造物の点検に関する全般的な知識と技術に加え、都市道路構造物に特有な留意点に精通し、中心的立場で点検業務（点検の実施、個別変状の健全度判定、点検記録の登録、安全管理等）を遂行できる能力を有する技術者。 |
| 都市道路点検士補 (参考 2024年新設) | 都市道路点検診断士、都市道路点検士の監督のもと、道路構造物の点検を安全に行うことができる技術者。 |

（2）資格更新の条件

都市道路点検診断士の資格更新は、有効期限の最終年に更新講習会を受講し、更新認定を受ける必要があります。更新認定を受けない場合は資格が失効となります。ただし、有効期限満了後3年以内に更新認定を受ければ再認定を受けることができます。

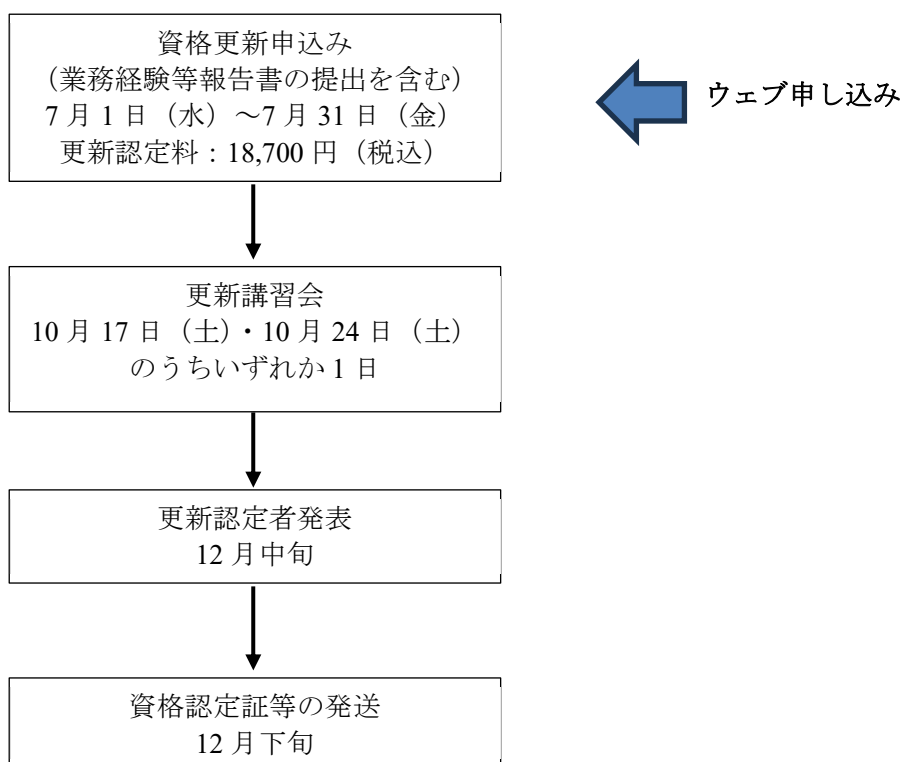
更新認定では、業務経験等報告書、更新講習会の報告書について審査します。

(3) 更新認定の有効期間

- ・ 有効期間は、更新登録日（2027年1月1日）から4年です。（従前の3年から4年に変更となりました）
- ・ 有効期限満了となる方については、有効期限の約6か月前に案内を送付するとともに、技術センターホームページ（<https://www.tecmex.or.jp>）にてお知らせします。

2. 更新認定の流れ

2026年度の更新認定の流れは以下のとおりです。



3. 更新申込期間および申込方法

- ① 受付期間 2026年7月1日（水）から2026年7月31日（金）まで
- ② 申込方法（ウェブ申込）
- 1) 技術センターホームページ (<https://www.tecmex.or.jp/>) にアクセスする。
 - 2) トップページ **都市道路点検診断技術者資格** → **更新認定申込フォーム** バナーボタンを選択して、申込手続を開始します。
 - 3) 「2026年度都市道路点検診断技術者資格更新認定 WEB 申し込み手引き」を参考に情報を入力してください。また手引きおよび業務経験等報告書（様式2-1）をウェブ申込時にアップロードしてください。なお、業務経験等報告書の様式は当法人HPよりダウンロードできます。
- ③ 更新認定料 18,700円（税込）
- 振込手数料は振込人負担とさせていただきます。払込請求書兼受領書が領収書に相当するものであり、技術センターから領収書の発行は致しません。振込後に更新を取りやめた場合は、更新認定料の返金は致しません。
- ④ 受講票等の発送 申込み受付後、受講票、請求書を発送いたします。
- 請求書には振込先、振込み期日が記載されていますので、期日までに必ず振込みを行ってください。更新認定料の振込みがない場合、更新講習会を受講できません。予めご了承ください。
- 8月28日（金）までに受講票が届かない場合は、「7. 問合せ先」にお問い合わせください。

2. 業務経験等報告書

業務経験等報告書の記述に際しては、下記事項に留意してください。

- ・ 業務経験等報告書は、都市道路点検診断士の継続的な技術研鑽を目的として、都市道路点検診断士としての業務経験等を有しているかを確認するためのものです。
- ・ 原則、資格認定後または更新認定後の直近3年以内に従事した点検・診断業務から1業務を挙げて「業務経験等報告書」に記述してください。適当な業務経験がない場合には、点検・診断技術に関する講習会などで得られた知識や気づきについて記述してください。
- ・ 業務経験等報告書は、A4用紙2ページを原則とします。必要に応じて図表や写真を使用して、わかりやすく記述して下さい。書式は変更しないでください。(余白は上下左右20mm、38行43文字、MS明朝10.5ポイントとします。)
- ・ 提出いただいた報告書を審査し、資格更新の可否を判断します。必要により内容の確認・修正を依頼する場合があります。確認・修正依頼に対応頂けない場合は、資格更新ができないことがあります。

3. 更新講習会

- ① 日時 2026年10月17日(土)、10月24日(土) 13:00~16:55
(12:40開場)
※上記日時より希望日順を更新申込フォームに入力してください。
- ② 会場 東京(場所等の詳細については、受講票送付時にお知らせします。)
- ③ 講習内容 以下を予定しています。

| 時間 | 講習内容 | |
|-----------------------|------------------------------|--|
| 13:00~14:20 (80分) | 構造物等点検要領(首都高等)の改訂内容および点検技術概論 | |
| 14:20~14:30 (10分) | 損傷判定・診断演習、点検技術演習の概要説明 | |
| 14:30~16:15 (105分) | 損傷判定・診断演習 | 点検技術演習(予定) ・非破壊検査機器を用いた演習 ・計測機器の紹介 |
| 16:15~16:55 (40分) | 損傷判定・診断演習の確認、報告書の作成 | |

※受講票送付時に決定した日時の変更はできません。

【当日持参するもの】

- ・ 受講票
- ・ 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

【講習会場における注意点】

- 1) 講習会当日は 12 : 40～13 : 00 に来場し、認定番号によって指定された席に着いて、受講票を机の上に置いてください。なお、講習会開始から 30 分を超過すると受講できなくなりますので、遅れずに来場してください。
- 2) 受講票を紛失または忘れた方は、受講できない場合があるのでご注意ください。
- 3) テキスト等は、講習会当日に配布します。
- 4) 損傷判定・診断演習の解答が、更新講習会の報告書になります。更新審査に必要となりますので、講習会終了後に必ず提出してください。
- 5) 地震、豪雨、台風など緊急時の対応については、技術センターホームページ (<https://www.tecmex.or.jp>) にてお知らせします。

6. 個人情報に関する取扱い

技術センターは、資格更新申込書に記載された個人情報について、資格更新認定に関する事務ならびに更新認定者に対するお知らせや情報収集などの目的に限り使用します。ただし、法令により開示しなければならない場合は、個人情報を開示します。

7. 問合せ先

一般財団法人 首都高速道路技術センター
点検技術者資格認定事務局
電話 : 03-3578-5769 (平日 10 : 00～17 : 00)
e-mail : tenken-shikaku@tecmex.or.jp

業務経験等報告書

| | | |
|---|---|----------------------------|
| 登録番号 | TD | 写 真 縦 30 mm× 横 25 mm |
| フリガナ | | |
| 氏 名 | | |
| 1. 資格認定後または更新認定後の直近3年以内に従事した点検・診断業務の内容 ※点検・診断技術に関する講習会などについて記述する場合は、開催日、講習会名、主催団体名、講習会の概要を記述してください | | |
| 業務期間・立場 | 業務内容 | |
| 年 月 ～ 年 月 【業務上の立場】 | 発注者： 業務名： ※下請負の場合は元請けの業務名がわかれば記入してください 業務概要： | |
| 2. 従事した点検・診断業務において、工夫または留意した事例（周辺構造物への影響や第三者への影響、安全管理、狭隘部の点検方法など）について記述してください。 ※講習会等について記述する場合は、講習内容から得られた上記に該当する知識や気づきなどについて記述してください。 | | |
| 記入欄（必要に応じて図表、写真を使用してください。） | | |

3. 従事した点検・診断業務において、損傷ランク判定や診断、補修方法の提案などを行うにあたって特に注意して行った事例を挙げ、技術的課題（構造物の状況や損傷原因等）とその課題解決のために実施又は検討した内容などについて記述して下さい。
 ※講習会等について記述する場合は、講習内容から得られた上記に該当する知識や気づきなどについて記述して下さい。

記入欄（必要に応じて図表、写真を使用して下さい。）

4. 点検・診断業務における課題や改善すべきと思う事項と、その課題解決に向けての提案について記述して下さい。
 ※講習会等について記述する場合は、講習内容から得られた上記に該当する知識や気づきなどについて記述して下さい。

| 課題や改善すべき事項 | 課題解決に向けての提案 |
|------------|-------------|
| | |